

職場のお悩みホットライン

電話番号



011-210-1200

日時：2023年2月24日（金）・25日（土）

10:00~18:00

場所：ほくろうビル4階 札幌地区ユニオン内

共催：札幌地区ユニオン／札幌パートユニオン

史上稀にみる物価高。最低賃金の引き上げが追い付きません。春季生活闘争の賃上げも組合未加入の中小事業所の従業員はカヤの外の感があります。このような中、厚労省の労働政策審議会は公・労・使の委員が参加し労働法制の改定を議論しています。「解雇の金銭解決」が名称を変更して出てきました。裁量労働制の対象業種が増えそうです。労災認定について事業者の異議申し立て権の議論が始まりました。パワハラ防止法が労働施策総合推進法と名称変更・強化されました。36協定の上限規定が明確になりました。何かお役に立っているでしょうか？皆さんは職場で安心して働いていますか？最低賃金では生活できないという恐怖、雇い止めを強要される恐怖、長時間労働の恐怖、苛め・パワハラの恐怖等々。厳しい生活の中、コロナ禍の失業の恐怖に加え、政府主導の働く仕組み（労働法制）の改悪が続いています。

安心して働けますか？ 職場のお悩み・働く悩み 相談してみませんか？